

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

総務企画常任委員会会議概要

委 員 長 中 村 節 雄

副 委 員 長 館 田 瑠 美 子

1 開催日 平成28年6月16日（木曜日）

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

議案第118号 青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第122号 青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	中村節雄	委員	斎藤憲雄
副委員長	舘田瑠美子	委員	木下靖
委員	天内慎也	委員	長谷川章悦
委員	山本武朝	委員	渋谷勲
委員	小倉尚裕		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

市民政策部長	福井正樹	総務部参事	岸田耕司
市民政策部理事	相馬紳一郎	総務部参事	高西正彦
市民政策部理事	舘田一弥	総務部参事	山谷直大
総務部長	鈴木裕司	総務部参事	荒内隆浩
総務部理事	加藤文男	総務部参事	柿崎与光
総務部理事	吉崎宏二	総務部参事	蝦名幸悦
財務部長	仁藤司史	財務部次長	横内修
浪岡事務所副所長	棟方牧人	財務部次長	三上正俊
会計管理者	小鹿継仁	財務部参事	川村敬貴
選挙管理委員会事務局長	福田康平	企画課長	菊池朋康
監査委員事務局長	多田弘仁	財政課長	奥崎文昭
市民政策部参事	田中聡子	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 石澤貴志 議事調査課主査 加藤典和

○中村節雄委員長 これより総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案2件についてただいまから審査いたします。

初めに、議案第118号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。財務部長。

○仁藤司史財務部長 それでは、議案第118号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

今回の改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとするための地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴うもののほか、青森市国民健康保険事業の安定的な運営を図ることを目的に行うものであります。

それでは、各改正項目について順に御説明をいたします。

お手元に配付しております資料1「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」の1ページをごらんください。

初めに、法人市民税における法人税割の税率の改正についてであります。

今回の改正地方税法では、法人市民税の法人税割について、標準税率9.7%及び制限税率12.1%を、それぞれ6.0%及び8.4%へと3.7%引き下げ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされたところであります。

また、制限税率から標準税率を差し引いた標準税率超過分につきましては、税率改正後もこれまでと同様の2.4%となっており、これを受けて、本市の法人市民税の法人税割の税率につきましては、現在の制限税率である12.1%を採用していること、また、今回の改正後も標準税率超過分は2.4%のままとされていることを勘案し、改正後の制限税率である8.4%とするものであります。

なお今回の税率改正は、大都市に集中している税収の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、国税である地方法人税の税率について当該引き下げ分相当の引き上げを行い、これを地方交付税の原資として地方に再配分しようとするものであり、地方自治体の安定的な財政運営の観点から行われるものであります。

続いて資料2ページをごらんください。

次に、個人市民税におけるセルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除の創設についてであります。

セルフメディケーションとは、軽度の病気やけがに当たり医師の治療を受けることなく、市販薬などを使って自分で治療し健康管理をすることであり、今回の改正地方税法では、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替

を進める観点から、スイッチO T C医薬品と言われる2ページ表の下段に例示されているような、医療用から移行スイッチをした成分が用いられている要指導医薬品及び一般用医薬品の購入費用に係る所得控除制度が創設されました。

具体的には、特定健康診査、予防接種など健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間にスイッチO T C医薬品を購入した場合において、その費用の年間の合計額が1万2000円を超えるときは、その超える部分の金額について8万8000円を限度として所得控除するものであります。

ただし、本特例の適用を受ける場合には現行の医療費控除、こちらは医療費の自己負担額が10万円を超えた分を所得控除する制度になりますが、その適用は受けることができないこととなります。

続いて資料3ページをごらんください。

固定資産税における、わがまち特例についてであります。

わがまち特例とは、地方公共団体がこれまで以上に地域の実情に対応した政策を展開できるように、地方税の特例措置について国が一律に定めていた軽減割合等を、地方税法で定める範囲内で地方公共団体が自主的に判断して条例で定めることができるものであります。

今回の改正地方税法では、3ページの表に示されております再生可能エネルギー発電設備、公共施設等の用に供する家屋及び償却資産、津波対策の用に供する償却資産の3つが新たに対象として追加され、いずれも一定期間内に取得した対象資産について、固定資産税の課税標準額を算出する際に、各資産の価格に乗じる特例率を条例により定めることとされました。

そこで本市におきましては、その特例率は国が参酌すべき基準として示した割合を用いて、再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光発電設備及び風力発電設備につきましては3分の2、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備につきましては2分の1、公共施設等の用に供する家屋及び償却資産につきましては5分の4、津波対策の用に供する償却資産につきましては2分の1として条例で定めるものであります。

続いて資料4ページをごらんください。

次に、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長についてであります。

平成27年度税制改正におきまして、大気汚染の改善及び地球温暖化の防止を図る観点から、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じて軽自動車税を軽減するグリーン化特例、いわゆる軽課が平成28年度課税分のみ措置として導入されたところでありました。

今回の改正地方税法では、平成29年度課税分につきましても現行のグリーン化特例と同様の措置を行うこととされましたことから、平成28年4月1日

から平成 29 年 3 月 31 日までに新規取得した三輪以上の軽自動車について、平成 29 年度の税率を平成 28 年度と同様に、4 ページの下の表にありますとおり、燃費性能に応じてそれぞれ 25%、50%、75%の軽減をするものであります。

資料 5 ページをお願いいたします。

次に、国民健康保険税における低所得者に対する軽減の拡充についてであります。

国民健康保険税の軽減につきましては、国が定める基準によりその措置を行っており、今回も低所得者のさらなる負担軽減拡大の観点から、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の判定基準が引き上げられましたことにより、市税条例を改正するものであります。

具体的には軽減の判定基準となる所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を、5 割軽減についてはこれまでの 26 万円から 26 万 5000 円に、2 割軽減についてはこれまでの 47 万円から 48 万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡充を図るものとなっております。

以上が地方税法等の改正に伴う改正内容となっておりますが、このほか引用する法律の改正に伴い、条項ずれや字句の整理等につきましても所要の整備を行っております。

続きまして、国民健康保険税の税率等の改定について御説明申し上げます。

資料 6 ページをごらんください。

国民健康保険事業は、国民皆保険の基盤となる制度として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を担っており、本市におきましては、保険税の収納率向上に向けた取り組みや、被保険者の健康づくりのための各種検診事業、医療費適正化に向けた各種事業に努めるなど、保険者として不断の努力を重ねてきたところであります。

しかし、加入者に多くの高齢者や低所得者を抱えるといった構造的な要因に加え、長期化する経済の低迷や被保険者数の減少などの影響により保険税収入は減少している一方で、高齢化の進展や高度な医療の普及などにより、保険給付費は年々増加傾向にあります。

これらの状況に加え、平成 27 年度決算見通しでは、国・県からの支出金の減少などにより、国民健康保険事業財政調整基金を全額取り崩してもなお 2 億 3479 万 5000 円の財源不足が生じるものと見込まれており、平成 28 年度予算において、この財源不足に充当するための繰り上げ充用を行わざるを得ないなど、保険者にとりましては極めて厳しい財政運営を強いられている状況にあります。

また今後における収支見通しにおきましても、平成 29 年度末までの財源不足額は 6 億 8656 万 8000 円にまで拡大するものと見込まれており、現状のま

までは国民健康保険事業の運営に重大な支障をきたすこととなります。

本来この財源不足額を解消するためには、国民健康保険制度における給付と負担の公平性の確保という観点から、保険税にその財源を求めることが原則ではありますが、不足する財源を全て単年度において保険税に求めた場合大幅な引き上げとなりますことから、まずは平成 28 年度、平成 29 年度の 2 カ年で財源不足を解消することとし、また、市として被保険者の生活に与える影響を考慮し、急激な負担増を抑制するための臨時的措置として、平成 29 年度までに見込まれる財源不足分の 2 分の 1 相当の 3 億 4328 万 4000 円を一般会計から財政支援した上で、事業の健全な運営を維持していくために、やむなく保険税率等の改定に踏み切らざるを得ないものと判断をいたしました。

その改定内容であります。医療給付費分につきましては、所得割率は現行の 8.94% から 0.77 ポイント増の 9.71% に、被保険者均等割額は現行の 1 万 9080 円から 960 円増の 2 万 40 円に、世帯別平等割額は、現行の 2 万 4720 円のまま据え置き、賦課限度額は現行の 51 万円から 3 万円増の 54 万円となります。

後期高齢者支援金分につきましては、所得割率は現行の 3.15% から 0.69 ポイント減の 2.46% に、被保険者均等割額は現行の 6840 円から 480 円減の 6360 円に、世帯別平等割額は現行の 8280 円から 600 円減の 7680 円に、賦課限度額は現行の 14 万円から 5 万円増の 19 万円となります。

また介護納付金分につきましては、所得割率は現行の 3.33% から 0.59 ポイント減の 2.74% に、被保険者均等割額は現行の 1 万 4040 円から 240 円減の 1 万 3800 円に、賦課限度額は現行の 12 万円から 4 万円増の 16 万円となります。

これにより賦課限度額につきましては、合計で 77 万円から 12 万円増の 89 万円に、1 人当たりの保険税額は現行の 8 万 510 円から 3761 円の増、率にして 4.67% 増の 8 万 4271 円に、1 世帯当たりの保険税額は現行の 12 万 9742 円から 2443 円の増、率にして 1.88% 増の 13 万 2185 円となります。

なお、国民健康保険税の賦課限度額につきましては、本市では平成 25 年度から据え置いてきましたが、今回の税率等の改定に合わせ平成 28 年度の政令に定められた賦課限度額まで引き上げることとしたものであります。

今回の改定案では、医療給付費分では税率等が引き上げとなる一方、後期高齢者支援金分と介護納付金分では税率等が引き下げとなりますことから、結果として介護 2 号被保険者に所得がある中・低所得世帯層におきましては保険税額が引き下げとなる傾向となっております。

今後とも、国民健康保険制度の本来の目的である地域住民の医療の確保と健康の保持増進に向けて国民健康保険事業の健全な運営を図るため、収納率向上対策及び医療費適正化対策について鋭意取り組んでまいりますので、委

員の皆様の御理解・御協力を賜りたいと存じます。

以上、議案第 118 号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○中村節雄委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。館田委員。

○館田瑠美子委員 まず、1 ページの法人市民税の税率引き下げの問題のところでは、これは消費税を 10%に引き上げることを前提に国が改正するということであつたと思うんですけども、それを今度 2 年半先送りすることになったわけです。それでもやっぱり青森市は、この条例を取り下げないでこのままやるんですか。

○中村節雄委員長 はい、財務部長。

○仁藤司史財務部長 お答えいたします。館田委員御指摘のとおり、今回の法人税割の引き下げにつきましては、偏在是正の観点から 10%段階で実施をするとされていたものであります。

今回消費税増税の再延期の方針が決定されたことにより、これにつきましても何らかの見直しが見られると思われましても、既に地方税法が改正されていることから、まずは地方税法との整合性を取る必要があると考えております。

その上で、今後消費税増税の再延期の法案が秋の臨時国会にも提出される見通しと言われておりますことから、国の対応を見ながら再度の改正も含めて適切に対応していきたいと考えております。

今回の法人税割の税率改正のみならず、具体的には先ほど御説明しました軽自動車税のグリーン化特例につきましても消費税 10%段階までの措置ということが想定されており、それらにつきましても何らかの対応が必要になることが見込まれることから、いずれにしても消費税増税延期による地方税法の改正内容を見た上で適切に対応していきたいと考えております。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 今の説明を聞いていて思ったんですけども、消費税が増税されれば地方自治体にもそれが入ってくるわけですが、それを見込んで今回この法人市民税や、さっき言ったグリーン化特例などの改正をやると、市に入ってくる税収が少なくなるわけです。

だから消費税増税を見込んで、これまで地方自治体にうんと入ってきた分が入ってこなくてもいいという前提のもとに、このようなさまざまな税金の減額や税率の改正ということでやってきて、本当にアベノミクスのやり方は国民や地方自治体をいじめるやり方だなというのがよくわかったと思ってい

るんですが、地方公共団体の財政を安定的にするために、税収全額は地方交付税原資とするとの説明もありましたけれども、この前私が聞いたときは法人市民税の減収で青森市は8億2500万円くらい影響額が出ると答弁されたと思うんですが、その分がきちんと青森市に入ってくる担保はあるんですか。

○中村節雄委員長 はい、財務部長。

○仁藤司史財務部長 まず、今回の法人税割の税率の改正に関しましては偏在是正ということで、消費税率が上がりますと消費が活発な大都市では消費税関連の税収が非常に多くなる一方で、消費が大都市ほどではないところは増税の増分が少ないことから、そのような偏在を是正する観点から導入されたものであります。

館田委員の、地方交付税の原資化されたときに本市で減収となる8億2500万円相当がきちんと補填されるのかとの御質問でありますけれども、今回法人税割の税収が減ることにより、地方交付税算定上の基準財政収入額が減ることになります。

地方交付税で措置される額は、基準財政需要額は現行と変わらないとすれば、その分収入額と需要額との差が広がることになりますから、その部分は地方交付税で補填されることになります。

ただ實際上、その8億2500万円減った分と同じ額がそのまま交付税で補填されるかについては正確には申し上げられませんが、そのような形で法人税が減収となった分は、地方交付税で補填される仕組みになっております。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 仕組みにはなっているけれども、なかなか簡単にはいかないと思います。地方交付税の原資としてどの程度配分されるかということについては、国がやはり条件を必ずつけてくるわけですから。例えば民間委託などで経費削減した自治体、要するに国の思いどおりの改革をしたらその分地方交付税をあげるという感じでやってくるわけであり、このようなやり方は税金のあり方としても本当に民主的でないと思っていることから、これにはとても賛成できません。

次に進みますが、2ページのセルフメディケーション、自主服薬の問題も、前に少し言いましたけれど重大なことです。自分の自主的な判断で薬を薬局に行って買って、自己判断で治療することになるわけです。

これは今、国が医療費削減を狙って強力に進めようとしているものであり、国民を医療から遠ざけるものであるし、アンケートをしたところが大阪の医師会ですけれど、73%の医療機関が医師の診療なしで服薬することはとても危険であると答えており、例えば副作用によって症状が悪化していても素人にはわからないで、かえってまた別の薬を飲むなど命を危険にさらすような提案であり、自己判断によるセルフメディケーションは奨励すべきでない

思う。ぜひ取り止めていただきたいと思いますから、これにとっても賛成できません。

最後に健康保険税について少し感想を述べたいと思いますが、今回は低減税率、中・低所得者が引き下げになるということでした。私も前にもらった資料でいろいろ検討してみましたが、引き上げになる世帯数は多いけれども、主に所得が 33 万円以下の所得の人たちも結構いて、引き上げになる金額が 100 円や 200 円、300 円などというような人たちを除けば、引き上げになる世帯数はそんなに多くないし、賦課限度額を引き上げるのはいたし方ないと思います。

また、引き上げ率を抑えるために一般財源から今回財政支援を行う方法も取っていることから、今回の国民健康保険税の引き上げについて反対はできないと思っているんですけども、条例が一括で提案されていることから、反対部分があれば全部に反対しなければいけないことになると思うんですけど、どうして一つ一つ提案してもらえないのか。市税条例ということで一本化しないで、1 つずつ提案していただきたいと思いますので、最後にそのことについて答弁を求めます。

○中村節雄委員長 はい、財務部長。

○仁藤司史財務部長 お答えいたします。

今回の市税条例の改正につきましては、地方税法の改正に伴うものと、国民健康保険税の税率の改定に伴うものがあわせて入っておりますが、いずれも青森市市税条例の中で規定しているものでありますので、今回一通りの項目についてまとめて市税条例の一部改正という形で提案をさせていただいているところであります。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 内容が違うわけだから、一つ一つ提案できないのか。

○中村節雄委員長 はい、総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案の編成の仕方についての話だと思いますから、総務部からお答えいたします。

今、財務部長がお話ししたとおり、今回の改正内容は複数の改正内容を含んでおりますけれども、条例の制定・改廃のうちの改正の部分について、1 つの条例について複数の改正内容が含まれていても、対象となる条例が市税条例 1 つですから、これまでと同様に 1 つの議案として提案させていただいております。

例えば予算で考えても同じですけれども、補正予算案も款項目ごとに上げるのではなく、今回、補正予算の編成ということで、全体でその補正予算を上げてきていますので、そのような意味では議案の編成は議会、議会における関連するものを 1 つにまとめて提案させていただいております。

以上でございます。

○中村節雄委員長 館田委員。よろしいですか。

○館田瑠美子委員 納得できない……。〔「納得できないけども市税条例だから」「しょうがない」「上げるのは納得できてあとのもの賛成できないの。まだ上げたことないんだ、前政権は」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 御異議がありますので起立により採決いたします。

議案第 118 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村節雄委員長 起立多数であります。

よって、議案第 118 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 122 号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案第 122 号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

お配りしております資料「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案の概要」をごらんください。

まず、改正の経緯について御説明いたします。

消防団員等が公務災害により損害補償を受けることとなった場合、損害補償の年金または休業補償が支給されるケースにおきまして、同一の理由により厚生年金保険法等による年金が併給される場合があります。この場合には、青森市消防団員等公務災害補償条例による損害補償の年金または休業補償に調整率を乗じて支給することとしております。

今回、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、この調整率が変更されましたことから、青森市消防団員等公務災害補償条例に規定しております調整率について所要の改正を行うものであります。

次に、改正の概要について御説明いたします。2の表をごらんください。

1つ目といたしまして、条例附則第9条第2項に規定しております消防団員等公務災害補償による傷病補償年金につきましては、厚生年金保険法によ

る障害厚生年金等が同一の理由により併給される場合の調整率を 0.86 から 0.88 に改正するものです。

2つ目として、同じく条例附則第9条第2項に規定しております特殊公務災害の場合に支給される傷病補償年金につきましては、厚生年金保険法による障害厚生年金等が同一の理由により併給される場合のうち、傷病等級が第1級の方の調整率を 0.9 から 0.91 に、第2級の方の調整率を 0.9 から 0.92 に、これら以外の方の調整率を 0.91 から 0.92 に改正いたします。

3つ目といたしまして、条例附則第9条第5項に規定されております休業補償につきましては、厚生年金保険法による障害厚生年金等が同一の理由により併給される場合の調整率を 0.86 から 0.88 に改正いたします。

全体を通しまして、受給する方の有利な方向の調整率の改正であります。

この条例につきましては、公布の日から施行されますが、適用日を平成28年4月1日とし、適用日以前の取り扱いについては従前どおりの調整を行うこととしております。

以上、青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、何とぞ御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○中村節雄委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、天内委員。

○天内慎也委員 調整率がわずかですけれども引き上がることは、もらう人にとってみればいいのかもかもしれませんが、公務災害ですからけがをしたりということで、その趣旨からすれば余りよくないことであると思います。

平成27年第4回定例会で年金の条例案が出たときは3件だったことから、今回の改正で受給される方はそんなにはいないのではないかと思います。その点はどうですか。

○中村節雄委員長 はい、総務部長。

○鈴木裕司総務部長 消防団員が仮に公務中に災害をこうむったときの補償制度であり、それを手厚くする改正内容ですから、その辺は確認しておきたいと思います。

平成27年12月議会で3名が適用とお話ししましたがけれども、現在も同じ3名であり、その3名については今回改正の対象になっている併給を受ける場合ではなくて、単体での条例による適用3名のままであります。

以上でございます。

○中村節雄委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中村節雄委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 122 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)